

岩国市監査告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を執行し、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成 28 年 10 月 26 日

岩国市監査委員 氏 木 一 行

岩国市監査委員 山 本 修

岩国市監査委員 長 俊 明

1 監査の対象

総合政策部（財政課・政策企画課・地域交通課・行政経営改革課・課税課・収税課・基地政策課）

市民生活部（市民協働推進課・文化振興課・スポーツ推進課・市民課・本庁管内の各出張所）

2 監査の実施期間

平成 28 年 9 月 5 日から 10 月 12 日まで

3 監査の手続

監査に当たっては、主として平成 28 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財務管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行い、法令に基づいて、適正かつ効率的、合理的に行われたかを主眼として実施した。

4 監査の結果

平成 28 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。

なお、一部において次のとおり改善を要望します。

(1) 共通事項

職員数の減少や事務事業の増加等が要因と考えられる時間外勤務について、偏在傾向が見受けられた。職員の健康リスクを回避することからも、特定の部署や職員に事務が集中することがないように、事務の配分及び執行方法を見直すなど、時間外勤務の偏在解消に向けた取組を実施していただきたい。